

八王子市立中学校PTA連合会 会則

最近の改正日 2023（令和5）年 6月10日

第1章 総則

第1条（名称と設立）

本会は、八王子市立中学校PTA連合会と称する。

2 本会の設立は、昭和23年6月21日である。

第2条（目的）

本会は、八王子市立中学校PTA（以下、単位PTAという）相互の連携を基に健全な発展を推進し、家庭、学校および地域社会における教育の振興を図ることを目的とする。

第3条（方針）

本会の方針は次のとおりである。

- （1）単位PTAの自主活動を尊重する。
- （2）本会と目的を同じくする団体および校長会等と連携協力することができる。
- （3）教育を本旨とする民主団体として、不偏不党自主独立を堅持し、一切の宗教、政治活動を含めない。

第4条（活動）

本会は、第2条の目的を達成するため第3条の方針に従い次の活動をする。

- （1）単位PTA相互の情報交換、連携づくり。
- （2）教育、PTAに関する調査、研究活動。
- （3）単位PTAに共通する課題の解決。
- （4）人と組織の活力醸成を目指した研修活動。
- （5）学校施設、設備等、教育環境の充実を図る活動。
- （6）関係機関への建議。
- （7）健全な教育と世論づくり活動。
- （8）生徒、青少年の健全育成活動。
- （9）広報、情報収集活動。
- （10）その他、本会の目的達成に必要な活動。

第5条（組織）

本会は、単位PTAをもって構成する。

第6条（会員）

本会の会員は、第5条に所属する以下の者で構成する。会員の中から理事を委任し、役員を選出する。（理事と役員に就いては、別章で定義する）

- （1）単位PTA正会員（全保護者）
- （2）単位PTA準会員（正会員終了後2年以内で単位PTAからの出向またはこれに準ずる者）

第2章 機関

第7条（総会）

総会は本会の最高議決機関で、会務並びに予算・決算・役員を選出及び承認・会則の変更・そ

の他重要事項の審議および議決を行う。

- 2 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年6月に開催する。臨時総会は会長が必要と認める時、または理事の過半数の要求をもって開催する。
- 3 総会は、単位PTAの過半数の出席または委任状、もしくは議決権行使書をもって成立する。
- 4 総会の議決は、出席もしくは議決権行使書の過半数によって決定する。

第8条（理事会）

理事会は、総会に次ぐ決議機関であり、本会の全理事をもって構成され、主な任務を次のとおりとする。

- (1) 総会の決定事項の処理。
 - (2) 重要会務計画および施行に関する事項の決定およびその処理。
 - (3) 総会へ提出する資料の作成。
 - (4) その他の重要事項の処理。
- 2 理事会は、運営委員会の決定により会長が召集し開催される。

第9条（運営委員会）

運営委員会は、本会の会長、副会長、書記、会計、監事、事業担当役員、顧問、会計校副校長、会長校副校長、担当副会長をもって構成され、主な任務を次のとおりとする。

- (1) 総会並びに理事会決定事項の処理。
 - (2) 会務の企画、立案および施行。
 - (3) 理事会に付議すべき事項の検討。
 - (4) 関係機関、団体等と連携。
 - (5) その他、会務運営上必要な事項の検討。
- 2 運営委員会は、会長が召集し開催される。

第10条（役員会）

役員会は、本会の会長、副会長、書記、会計、事業担当役員をもって構成され会務の運営にあたる。

- 2 役員会は原則として会長が召集し開催される。

第11条（議決）

特に定めのない限り、本会の機関の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第3章 理事

第12条（理事）

単位PTAは、本会の理事を選出しなければならない。

- 2 理事の任期は定期総会から次の定期総会までとするが、再任は妨げない。

第4章 役員

第13条（役員の種別および数）

- | | |
|---------|--------------------------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 4名（原則各ブロックより選出されたブロック長） |
| ③書記 | 2名 |
| ④会計 | 1名 |
| ⑤事業担当役員 | 4名（原則各ブロックより選出された副ブロック長） |

第14条（役員を選出）

役員は総会で会員より選出する。

- 2 役員を選出にあたり理事会は候補者を総会に提案する。
- 3 理事会は候補者の選考を行うため選考委員会を設置する。なお、選考委員には運営委員会構成員の数名があたる。
- 4 役員の任期中、事故等により退任者ある時は、理事会の承認を得て補充する。

第15条（役員の任期）

役員の任期は次年度定期総会までとし、再任を妨げない。ただし、補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第16条（役員の任務）

会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその任務を代理する。なお、副会長は総会の承認を経てブロック長が務める。
- 3 書記は、本会の機関を含む会議の資料・議事録を作成する。
- 4 会計は本会の資産の管理ならびに会計事務を処理し、その決算を総会に報告する。
- 5 事業担当役員は、担当する事業を円滑に遂行し、その状況を本会機関に報告する。なお、事業担当役員は総会の承認を経て副ブロック長が務める。

第17条（専門役員）

本会は役員他に次の専門役員を置くことができる。

- ①監事 3名まで
- ②顧問 校長会、副校長会より若干名
- ③相談役 3名まで
- ④担当副会長 必要に応じ任命
- 2 監事は、理事または役員経験者から総会の承認を経て2名以上選出する。会計および会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告するとともに、必要に応じて本会の機関に出席することができる。
- 3 顧問は校長会・副校長会より若干名を選出する。会長の要請に従い本会の機関に出席することができる。
- 4 相談役は、本会役員および専門、役員経験者より理事会の承認を経て任命することができる。相談役は本会役員を補佐し、会長の要請に従い本会の機関に出席することができる。
- 5 担当副会長は、本会会員から運営委員会が承認を経て任命する。担当副会長の任務は出向を含めた会長特命事項とし、本会機関などを通じて担当事項の報告および協議を行い、担当出向先への意見反映を行う。
- 6 専門役員の任期は定期総会から次の定期総会までとするが、再任は妨げない。ただし、補充された専門役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 ブロック

第18条（ブロック）

単位PTAを別表1のとおり、4つのブロックに分ける。ブロックが変更となった場合は、直近の理事会で報告しなければならない。

- 2 ブロックごとにブロック長と副ブロック長を各1名おく。
- 3 ブロック長はブロック会議を開催し、ブロックの意見を本会の機関に反映させる。副ブロック長はブロック長を補佐する。
- 4 ブロック会議は、地域の単位PTA活動における情報収集と情報交換、意見交流のほか、本会

で定められた方針のもと、本会の機関で承認または決定された事項、事業等を遂行するために会議を開催する。

第6章 事業

第19条（事業の名称および構成、分担）

本会は第3条の方針のもと、第4条の活動に従い、次の事業を各ブロックが分担する。

2 担当するブロックは、事業の企画、立案を行い、運営会議、理事会の承認を経てこれを推進する。

3 原則として各事業は次年度総会までとし、事業内容等は次のとおりとする。

（1）総務事業

- 教育、PTA、学校施設、設備等に関する調査、研究をし、予算に関する要望を取りまとめるなど、次年度へ向けての提言書類を作成
- 役員会と協力し総会および歓送迎会の企画・運営
- その他必要な活動

（2）広報事業

- 広報発行、中P連ニュースの発行など
- 各単位PTA広報誌作成の情報提供
- 教育に関するアンケート調査など
- 中P連公式HPおよび中P連公式SNSなど情報提供ツールの運営
- その他必要な活動（教育委員会定例会の傍聴含む）

（3）文化事業

- 時代に対応した各種事業の企画立案と推進
- 中教研事業などの後援
- 会員、単位PTA役員、本部役員を対象とした研修会、講演会の開催
- その他必要な活動

（4）特別事業

- 中学校駅伝大会を中体連と共催で実施
- 単位PTA会長、副会長等、情報交換会の運営
- その他必要な活動

第7章 会議の議決

第20条（議決）

本会の全ての会議の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第8章 会計

第21条（経費）

本会の経費は、会費、市補助金、雑収入等の収入による。

2 本会の会費は、各単位PTAにおいて分担する。その額は総会において決定する。

3 市補助金は第6章の事業を行う資金の一部とする。

第22条（予算）

本会の経理は、総会で決議された予算に基づいて行われる。

第23条（決算）

本会の決算は、監事の監査を経て総会に報告される。

第24条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第25条（会計事務）

本会の会計事務および預貯金口座管理を、会計担当理事とその所属校の副校長が行う。銀行などの登録が必要となる八王子市立中学校PTA連合会の住所は会計担当校の住所とする。

第9章 事務局

第26条（事務局）

原則として、本会の会長所属校に事務局を置く。その事務局統括は会長所属校の副校長または事務局員が行うものとする。

- 2 本会に、理事会の承認を経て運営委員経験者または単位PTA役員から若干名の事務局員を置くことができる。
- 3 事務室は教育委員会と協議の上、所属校以外の場所にも設置できる。
- 4 事務局員は理事会の承認を経た上で有償とすることができる。

第10章 個人情報の取り扱い

第27条（個人情報の取扱い）

本会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得や利用・管理については「個人情報取扱に関する基本方針」「個人情報取扱方法」を別途規程に定め、適正に運用するものとする。

第11章 会則の変更

第28条（会則の変更）

この会則は総会において変更することができる。

第12章 細則

第29条（細則の制定および変更）

本会の運営に必要な細則は理事会で定める。理事会は、細則を制定または変更した時、その後開かれる最初の総会に報告しなければならない。

付則

本会則は平成 7年 6月 3日より施行する。
本会則は平成 8年 6月 1日に一部改正。
本会則は平成10年 6月 6日に一部改正。
本会則は平成13年 6月 2日に一部改正。
本会則は平成14年 6月 1日に一部改正。
本会則は平成15年 6月 7日に一部改正。
本会則は平成16年 6月12日に一部改正。
本会則は平成19年 6月16日に一部改正。
本会則は平成20年 6月21日に一部改正。
本会則は平成21年 6月27日に一部改正。
本会則は平成22年 6月26日に一部改正。
本会則は平成26年 6月21日に一部改正。
本会則は平成27年 6月20日に一部改正。
本会則は平成30年 6月16日に一部改正。

本会則は令和 元年 6月22日に一部改正。

本会則は令和 4年 6月25日に一部改正。

本会則は令和 5年 6月10日に一部改正。

細則

第1条（特別委員会設置について）

本会の事業を推進するに必要と思われる場合において、理事会の承認を経て特別委員会を設置することが出来る。

第2条（交通費について）

出向に伴う交通費については、実費相当を支給する。

別表1（第18条関係）

ブロック	学校名
1ブロック	第一中、いずみの森、第四中、第五中、第六中、石川中、打越中、ひよどり山中
2ブロック	第二中、元八王子中、四谷中、横川中、城山中、恩方中、川口中
3ブロック	第七中、横山中、長房中、櫛田中、由井中、浅川中、陵南中
4ブロック	松が谷中、中山中、宮上中、別所中、上柚木中、松木中、鑑水中

慶弔規定

第1条

本会は、弔意慶祝見舞いならびに退会に関する規定を次の如く定め、会員の誠意を示すものとする。

第2条

この規定における弔事の範囲とは、別表の通りとする。

第3条

退任、退職する役員・各単位PTA会長に理事会で協議決定し感謝状・額・記念品を贈ることができる。この事項については、可能な限り定期総会の席上において贈るものとする。

第4条

緊急の場合は役員で処理し、事後に承認を得るものとする。

付則

この規定は平成 5年 6月11日より実施する。

この規定は平成 8年 6月 1日に改正。

この規定は平成14年 6月 1日に改正。

別表（第2条関係）

		花又は香典	香典	弔電	連絡		
					役員	会員	
中P連 本部役員	本人	10,000		○	○	○	
	配偶者		5,000		○		
	父母	同居		5,000		○	
		非同居			○		
	子		5,000		○		
各単P会長 顧問・相談役 担当副会長	本人	10,000		○	○	○	
	配偶者		5,000		○		
	父母	同居		5,000		○	
		非同居			○		
	子		5,000		○		
各校長 (行政関係者) 市長・教育長 学校・社会教育部長 社会教育課長・係長	本人	10,000			○		
	配偶者		5,000		○		
	父母	同居			○		
		非同居			○		
	子			○			
都中P会長	本人			○			

注：表中の「非同居」とは市外在住を表す。なお、上記の弔意を受けた場合の返礼は行わない。

個人情報取扱に関する基本方針

- (1) 八王子市立中学校PTA連合会(以下「本会」という)は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努める。
- (2) 本会が取得、保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知する。
- (3) 本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があつた場合も本会において適切に対応する。

個人情報取扱方法

第1条（目的）

この個人情報取扱方法は、八王子市立中学校PTA連合会（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

第2条（指針）

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条（周知）

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

第4条（使用目的）

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）本会役員・委員・理事名簿などの作成
- （2）本会の事業に関する文書などの連絡
- （3）会費請求、管理等のための連絡

第5条（個人情報の取得）

本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- （1）氏名
 - （2）電話番号・メールアドレス
 - （3）その他必要とするもので同意を得た事項
- 2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

第6条（同意の取り消し）

会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

- 2 不同意申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第7条（管理・保管）

個人情報は、本会役員が適切な状態で保管し適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第8条（第三者提供の制限）

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第9条（秘密保持義務）

本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第10条（情報開示等）

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第11条（漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

第12条（改正について）

この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。

- 2 取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもつて会員へ周知するものとする。

付則

本取扱方法は平成30年 6月17日より施行する。

本取扱方法は令和 元年 6月22日に一部改正。